

特定非営利活動法人医療を未来につなげる会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人医療を未来につなげる会という。

略称は「つなぐ医療」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市近岡町 294 番地 7 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域において中小診療所（クリニック）を組織として想定し、医療サービスの DX 化、ネットワーク化、効率化の促進による承継の基盤づくりを進め、Phase-Free(状態を問わない)とタスクシフト・シェア(業務共同化)の考え方を踏まえ、医師のライフスタイルと働き方の見直しを含めた支援活動を進める。それらの活動を通して医療空洞化を防ぎ、未来につながる医療サービスの仕組みを構築することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)農山漁村又は中間地域の振興を図る活動
- (5)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6)災害救援活動
- (7)地域安全活動
- (8)科学技術の振興を図る活動
- (9)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)診療所の承継支援事業
- (2)広報、啓発及び研修活動
- (3)相談窓口事業
- (4)医師の働き方改革のための医療サービス支援事業
- (5)診療所の承継につながる研究及び出版事業

- (6)防災・防疫の医療サービス支援事業
- (7)医療サービスと健康科学との関りについての調査研究事業
- (8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、総会正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)総会正会員 この法人の総会に参加し、議決権を行使する個人及び団体
- (2)一般正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3)賛助会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動の支援及び法人に関する情報や医療知識の啓蒙を通じて法人を賛助することを目的とする個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 1 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上10人以内
- (2)監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、評議員会にて選出する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 副理事長は理事長が指名する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長は必要に応じて評議員会を招集する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総会正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、総会正会員をもって構成する。

(機能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 入会金及び会費の額

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 総会正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、出席した総会正会員のうちから理事長が指名する。

(定足数)

第 26 条 総会は総会正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した総会正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各総会正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない総会正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法によって表決し、又は他の総会正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した総会正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 58 条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する総会正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、総会正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名しなければならない。

第7章 評議員会

(構成)

第39条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第40条 評議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任の事項
- (2) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第41条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 評議員総数の2分の1以上から評議員会の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第42条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第41条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第43条 評議員会の議長は、評議員が互選しこれにあたる。

(定足数)

第 44 条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 45 条 評議員会における議決事項は、第 42 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 評議員会の議事は、評議員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

第 46 条 各評議員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した評議員は出席したものとみなす。

4 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 47 条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 評議員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 48 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 49 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第 50 条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行なうものとする。

- (1)会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2)活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3)採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- (4)収益及び費用は、予算に基づいて執行すること。

(事業計画及び予算)

第 51 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 52 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 53 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予備の追加及び更正)

第 54 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 55 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 56 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 57 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 58 条 この法人が定款の変更しようとするときは、総会に出席した総会正会員の 4 分の

- 3 以上の議決を得なければならない。
- 2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものと除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）
- 第 59 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 総会正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときは、総会において選任する場合を除き、理事がその清算人となる。
- （残余財産の帰属）
- 第 60 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。
- （合併）
- 第 61 条 この法人が合併しようとするときは、総会において総会正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
- 第 10 章 公告の方法
- （公告の方法）

第62条 この法人の公告は、この法人の掲示場等に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、主たる事務所の公衆の見やすい場所および、電子広告に掲載して行う。

第11章 雜則

(細則)

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 勝田省吾

理事 古賀克己

理事 谷本 亘

監事 中出忠宏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第56条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 一般正会員・総会正会員（個人） 入会金0円、年会費10,000円
 - (2) 賛助会員（団体、個人） 入会金0円、団体年会費1口100,000円（1口以上）
入会金0円、個人年会費1口50,000円（1口以上）

当法人の定款に相違ありません。

令和5年3月1日
特定非営利活動法人 医療を未来につなげる会
理事長 勝田省吾

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

非営利活動法人 医療を未来につなげる会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	カツタシヨウゴ 勝田省吾		無
理事	コガカツミ 古賀克己		無
理事	タニモトワタル 谷本瓦		有
監事	ナカデタダヒロ 中出忠宏		無

設立趣旨書

1 趣旨

●地域医療の空洞化を防ぐ支援体制づくり

地域医療に担い手となる、「診療所(いわゆるクリニック)」の従事者の医師の高齢化が進展している。地域医療の地域医療の空洞化を防ぐために承継先のない診療所のサポート体制の構築を進めていく必要がある。医師高齢化での医師不在地域、民間医業として経営が成立しない地域などにおいて医療サービスの継続を行う。そのために仕組みと、移動体(mobile)と通信(on-line)の組み合わせでの補完対応を進めて行く。

地域医療に担い手となる、「診療所(いわゆるクリニック)」の従事者の医師の高齢化が進展している。地域医療の地域医療の空洞化を防ぐために承継先のない診療所のサポート体制の構築を進めていく必要がある。国内での人口減少は地域医療の担い手となる「診療所」の経営の土台を崩壊させ、たとえ後継となる後継ぎがあっても、承継することが難しくなっている。これは地域の診療所の医業としての成立が難しくなっていることが、結果として医療サービスを受けられない地域を増加させていくことにつながる。新型コロナ渦などのパンデミック時、様々な災害時での非常時において、空洞化を招かない医療サービスの対応も必要である。地域の患者さんの減少と高齢化の進展は、市場そのものが縮小することになるため、診療所の喪失に対し同等のものを補完しても医業経営は成り立たない。そうであれば、医業成立をサポートするため、ネットワーク化と業務効率化などによって、コスト節減方策を講じる。言い換えれば付帯する運営管理を代替し、チームとして医療サービスに専念できる仕組みを提供する。医療の承継については、対象者とともに情報共有するとともに、契機を活かしつつ、そこからスムーズな承継に至る仕組みを構築する。そのため若手医師の参画や出向になりで補完するなり、大学病院などのOB医師の人材活用も方策である。また、診療所とつながる調剤薬局、検査機関などもネットワーク化を進めグループとして共に活動していく。

●地域医療の担い手として医師のライフスタイルと働き方の再認識

一般的に地域の開業医での医師は長期間ほとんど長期の休暇なしで医療に貢献してきた。医師に不都合があればそのまま診療所が閉じられる。医師にとっては働き詰めて、結果として体調悪化から急な引退から閉院という、まさにゼロイチでの状況変化しか許されていない。このような状態が望ましい姿であったのか。

例えば開業医の働く時間の短縮を行い 健康を維持しながら、段階を踏んで、継続する形を選択していく。患者とのつながりを継続し、仕事量は減らしていく形をとる。いきなりの閉院や休業では 患者にも戸惑いが出るため、暫定的な移行期間を設けていく。

高齢となり余裕のある自由な時間も必要である。また、パートナーとの休息の時間も確保できないであろうか。そういう意味で、未来計画的に「セミリタイア」の状態を作り出し、外から補完し、敬意を払った、実現可能な承継と合わせたリタイア仕組みを提案したい。高齢化し継承を考える開業医の段階的な事業承継スタイルとして、担当医師からそれ

がすぐに実行されることはまれである。しかしながら、医師のライフスタイルと推移を考えいくと、現状を再認識する必要があろう。

●働き方改革とタスクシフト・シェアを見据えたチームでの医療サービス

一般企業では既に始まっている時間外労働の上限規制が、医師(ドクター)にも適用される。これに伴い、医師を含む医療従事者の働き方が大きく変わろうとしている。それが「タスクシフト・シェア」(業務共同化)として、医師業務の移管であり共同実施である。新型コロナ渦でのワクチン接種活動では、医師とともに看護師、検査技師などの医療従事者(スタッフ)の方々にも沢山の支援をもらっている。集まったスタッフの方々の卓越したスキルとマンパワーを感じるとともに、チームとしての医療サービスの在り方について再認識することになった。

これまで、チームでの医療とは大病院、専門病院に限られるものと考えていた。医療機関は医師を主体にスタッフが張り付いた一個の自立した組織である。地域において個々の医療機関同士での連携や補完についてはほとんど無い状態である。結びついているとすると出身大学での医局との医師の派遣などでのつながりである。

現在では制度の改変によって医局からの派遣が中小クリニックまで必要かつ十分に対応されることが難しくなっている。これは研修先の選択が自由になっていることにも起因している。そのため個別の医療機関同士の連携やチームに対応策により、地域医療を支える仕組みが構築できないかと思われる。例えば野球チームのように試合に出る選手以外に選手やスタッフがいつでも代替できる状態にしていくことではないだろうか。チームとしての医師、看護師、技師の相互に日常的な能力開発が必要となっている。

●医療サービスにおけるDX化推進とPhase-Freeな仕組み及び健康科学への取り組み

コロナ渦、ポストコロナにおいて医療需要は高まり、医療従事者の不足が懸念され、さらには働き方改革が叫ばれる中、労働環境の改善が求められている。今後、人口減少による働き手不足も想定され、限られた人による効率的、効果的な医療サービスが実現されなくてはならない。同時に都市と地方の医療格差を是正する方策としても、同様の解決策が求められると考えられる。そこで診療において人の能力を最大限活かしつつ、自動化や代替を進め、さらにそれ以外の定型業務の効率化も進めて行く。また、on-lineでの診療と付随するon-line投薬を核とする医療ネットワーク化、さらにはデータのクラウド化など含め、医療におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)推進は次世代の医療サービスに向け変革をもたらすものであることは確かである。医療サービスは場所を問わずつながり、さらにPhase-Free(状態を問わない)として日常、非日常を問わず、防災(非常時・災害時)での対応も兼ねる仕組みが構築される必要がある。新型コロナ渦などパンデミックで求められている防疫体制など日常、非日常問わない医療体制の構築が望まれる。それは拠点施設とともに移動体(mobile)と通信(on-line)による診療を装備した、状況変化に柔軟に対応できる医療サービス拠点を構築することである。また、担い手は大規模な建物、人員、設備を有する医療機関ではない、機動力ある中小の医療機関・クリニックが実現可能であることを祈念し追求していきたい。さらに、医療サービスの補完と向上のために日常生活と身体との関りを科学的に調査研究し蓄積していくことも必要であると考えてい

る。生活習慣病と自己管理において、身体にとっても重要で地域資源である「水」、そして薬草、生薬など「植物」を取り上げて健康科学的視点から取り上げていく。

以上を踏まえて、特定非営利法人の組織を設立し、事業活動を進め地域医療の拡充に貢献したい。

2 申請に至るまでの経緯

●医療承継と地域医療の確保について

身近で1人開業医が体調不良になった。そのままでは個人開業の診療所(クリニック)を閉鎖せざるを得なかった。子弟が勤務医であったためリリーフとして診療を代替し、その後開業医は現場に復帰できたもの、今後の継続について不安要素が多いことがわかった。つまり「いつか来る課題であり、必要な対応である」ことはわかってはいても、日々の診療活動に追われ落ち着いて考える機会も無いままになっている。また、この事例のように子弟が医師となっており、医療承継を行いうる後継者であると決まっていたとしても、実際には地方都市でも人口減少と高齢化で患者数の減少が見込まれ、医業として未来に成り立たせる条件としては厳しい環境になっている。そこに新型コロナ渦で受診控えが現実化し、ポストコロナにおいて、さらに患者数の減少につながる怖れがある。

子弟での承継ではない第三者での場合も増えて来るであろう。医師の高齢化により医師不在による閉院によって地域医療サービスが空洞化して良いものであろうか。さらに、医療法人特有の評価される財産簿価と実態が乖離している現状がある。固定資産として計上されている医療機械や設備の投資は実際には価値ではなく、償却を待つ資産も多いのである。また、診療や検査で十分活用されず、過剰で非効率的な設備となる例も多く、結果として承継には障害となっている。このようなコスト高につながる部分を補完、支援することができれば地域医療サービスの継続につながるのではないか。

●医療活動の軌跡と健康科学との関り

当会発起人である中出忠宏が理事長、中出喜美子が副理事長を務める、医療法人社団ヤベツ会は、なかでクリニックを2002年(平成14年)5月に白山市美川町において開業している。内科、皮膚科、泌尿器科の3科で地域医療に貢献してきた。関連して有限会社メディカル・エスティルは2007年(平成19年)に、皮膚科との連携で肌に優しい化粧品、せっけん(石鹼)の製造販売を目指して設立され、さらに医療サービスの支援も活動分野にも業務を拡大している。2018年(平成30年)から金澤なかでクリニックが金沢市にも開院し、内科 糖尿病内科 内分泌内科 泌尿器科 形成外科 皮膚科を開設している。新型コロナ渦の前後からのon-line及びmobileによる診療の現化を図るために診療科の設立に向け活動を始めている。さらに新型コロナ渦ではワクチン接種やPCR検査などに積極的に取り組んできた。

医療サービスでの診療を進めるとともに、漢方処方への積極的な取り組みや生薬栽培の支援、皮膚に寄り添う化粧品、石鹼事業、生活習慣病を予防する食事の在り方の実践と知見の蓄積などを進めて来た。これらは日常生活と健康維持増進を考える健康科学での取り組みの軌跡である。これまでも大学、研究機関、専門企業などと連携し進めて來たことから、これからも地域特性を踏まえた分野での挑戦も視野に入れている。

このような中、医療法人社団ヤベツ会での医療サービスの在り方に対応が求められるとともに、地域医療の承継、継続、補完に関して事案が身近で頻発してきたこともあり、改めてN P O 法人設立へ向け関係する方々に呼び掛け発起することとなった。

令和5年 3月 1日

特定非営利活動法人医療を未来につなげる会
石川県金沢市近岡町294番地7
理事長 勝田 省吾

(法第10条第1項第7号関係)

令和5年度 事業計画書

法人成立の日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人医療を未来につなげる会

1 事業実施の方針

令和5年度は当法人の設立初年度に当たり、設立趣旨に則り法人組織と活動の基盤づくりの年度と位置付けている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	支出見 込額 (千円)
(1) 診療所の承継支援事業	医療承継に関する具体的なプログラムに関する調査研究	R5年7月～ R6年3月	法人事務局	2人	会員	480
(2) 広報、啓発及び研修活動	医療承継に関する広報活動の実施	R5年7月～ R6年3月	石川県内 全域	2人	会員・非会員	130
(3) 相談窓口事業	医療承継に関する相談窓口実施	R5年7月～ R6年3月	石川県内 全域	2人	会員・非会員	80
(4) 医師の働き方改革のための医療サービス支援事業	事例研究とモデルケースでの支援活動	R5年7月～ R6年3月	石川県内	3人	会員・非会員	130
(5) 診療所の承継につながる研究及び出版事業	実施予定なし					
(6) 防災・防疫の医療サービス支援事業	災害時の医療体制の構築の調査研究	R5年7月～ R6年3月	石川県内	3人	会員・非会員	80
(7) その他この法人の目的を達成するため必要な事業	実施予定なし					

(法第10条第1項第7号関係)

令和6年度 事業計画書

令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

特定非営利活動法人医療を未来につなげる会

1 事業実施の方針

前年度に引き続き、地域医療支援のため下記事業を実施する。他の事業については運営状況を踏まえ、事業開始に向け準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	支出見 込額 (千円)
(1) 診療所の承継支援事業	医療承継に関する具体的なプログラムに関する調査研究	R6年7月～ R7年3月	法人事務局	2人	会員	480
(2) 広報、啓発及び研修活動	医療承継に関する広報活動の実施	R6年7月～ R7年3月	石川県内 全域	2人	会員・非会員	130
(3) 相談窓口事業	医療承継に関する相談窓口実施	R6年7月～ R7年3月	石川県内 全域	2人	会員・非会員	80
(4) 医師の働き方改革のための医療サービス支援事業	事例研究とモデルケースでの支援活動	R6年7月～ R7年3月	石川県内	3人	会員・非会員	130
(5) 診療所の承継につながる研究及び出版事業	実施予定なし					
(6) 防災・防疫の医療サービス支援事業	災害時での医療体制の構築の調査研究	R6年7月～ R7年3月	石川県内	3人	会員・非会員	80
(7) その他この法人の目的を達成するため必要な事業	実施予定なし					

(法第10条第1項第8号関係)

令和5年度 活動予算書
 法人設立の日から令和6年3月31日まで
 特定非営利活動法人 医療を未来につなげる会
 (単位:円)

noei

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	200,000	500,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000	1,500,000	
3 受取助成金等			
4 事業収益			
5 その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計			2,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	300,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
旅費交通費	450,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	600,000		
事業費計			900,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		
給料手当	700,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	800,000		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
旅費交通費	150,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	300,000		
管理費計			1,100,000
経常費用計			2,000,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
IV 経常外費用			
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和6年度 活動予算書
 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 特定非営利活動法人 地域医療サービスを次世代につなぐ会
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	300,000		
賛助会員受取会費	200,000	500,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,500,000	1,500,000	
3 受取助成金等	0	0	
4 事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0	0	
雑収益	0	0	
経常収益計			2,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	300,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
旅費交通費	450,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	600,000		
事業費計		900,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		
給料手当	700,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	800,000		
(2) その他経費			
会議費	150,000		
旅費交通費	150,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	300,000		
管理費計		1,100,000	
経常費用計			2,000,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
IV 経常外費用			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0